

令和4年度

指定管理者管理運営状況評価結果報告書

令和4年10月

真鶴町指定管理者管理運営状況評価委員会



## 1 はじめに

指定管理者制度は、公の施設の管理運営を民間事業者等が行うことができる制度であり、民間事業者等の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としたものである。

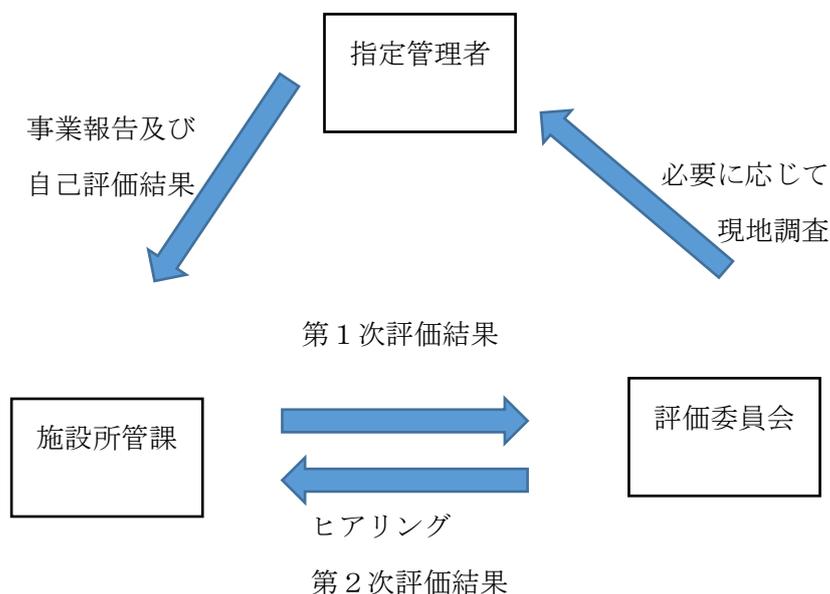
真鶴町においては、現在、次の6施設に指定管理者制度を導入している。

施設名	所管課	指定管理者名	指定期間
真鶴町看護小規模多機能型居宅介護施設	健康長寿課	公益社団法人 地域医療振興協会	R2. 4. 1～R5. 3. 31
訪問看護ステーション真鶴	健康長寿課	公益社団法人 地域医療振興協会	R2. 4. 1～R5. 3. 31
真鶴町国民健康保険診療所	健康長寿課	公益社団法人 地域医療振興協会	H30. 4. 1～R5. 3. 31
ケープ真鶴	産業観光課	株式会社新世紀商事	R2. 4. 1～R7. 3. 31
真鶴魚座	産業観光課	株式会社はまゆう	R1. 7. 3～R6. 3. 31
真鶴駅前駐輪場	総務防災課	一般社団法人 真鶴町観光協会	H29. 7. 1～R4. 6. 30

真鶴町指定管理者管理運営状況評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、真鶴町指定管理者管理運営状況評価委員会規則（平成29年真鶴町規則第2号）に基づいて、町長の諮問に応じ、指定管理者が行う公の施設の管理運営を評価することで、その適正化を図り、制度導入効果を一層高めるための組織である。

## 2 評価の方法

平成29年12月策定「指定管理者管理運営状況評価マニュアル」に基づき、評価は、「指定管理者自らによる自己評価」、「施設所管課による第1次評価」及び「評価委員会による第2次評価」の3段階で行う。



自己評価及び第1次評価は、おおむね次の10項目を標準項目とし、施設所管課が配点を決め、各項目をA～Fまでの6段階で評点し総合評価を行い、「指定管理者管理運営状況評価シート」にまとめることにより行う。

評価委員会は、当該評価シート、決算書、事業報告書その他資料の提出を施設所管課から受け、当該課へのヒアリング、現地調査などを行うことで第2次評価を決定する。

その後、評価結果を取りまとめるとともに、「指定管理者評価結果報告書」として報告することとした。

評価項目	評価視点
① 設置目的の達成	施設の設置目的や管理の基準は達成されたか。
② 平等な施設利用	施設利用は公平に行われたか。
③ 施設情報の発信	施設の情報を積極的かつ分かりやすく発信したか。
④ 個人情報保護	個人情報の保護は適切か。
⑤ 適切な施設管理	協定書等に沿って、施設の管理は適切に行われたか。
⑥ 危機管理体制	災害、事故等の緊急時の連絡体制、マニュアルは整備されているか。
⑦ 職員の教育	職員の資質向上のため、研修等が行われているか。
⑧ 効率的な運営	経費節減や増収に向けた努力は行われたか。
⑨ 利用増進の取組み	利用促進に向けて効果的な取組みを行ったか。
⑩ 指摘事項の改善	前年度の指摘事項は改善されたか。

項目評価		
A	良い	目標（計画）を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている。
B	↑	目標（計画）を上回る管理運営がなされている。
C	普通	目標（計画）どおりに適正な管理運営がなされている。
D	↓	目標（計画）を下回る管理運営がなされている。
E	悪い	目標（計画）を大幅に下回る管理運営がなされている。
F	不適切	不適切な管理運営がなされている。

総合評価ランク		基準（100点）	基準（90点）
優	管理運営が要求水準を達成し、かつ優れている。	90点以上	81点以上
良	管理運営が要求水準を達成している。	75点以上	67.5点以上
可	管理運営が適正である。	60点以上	54点以上
否	管理運営に改善が必要である。	60点未満	54点未満

### 3 評価結果

今回は、指定管理者制度を導入している全施設の令和3年度の運営状況について評価を実施した。なお、真鶴町看護小規模多機能型居宅介護施設（ナーシングホーム真鶴）及び訪問看護ステーション真鶴については連携事業であるため、まとめて評価を行った。

#### (1) 真鶴町看護小規模多機能型居宅介護施設（ナーシングホーム真鶴）

訪問看護ステーション真鶴

(指定管理者：公益社団法人 地域医療振興協会)

評価項目	自己評価	所管課	評価委員会
① 設置目的の達成	B	C	C
② 施設利用のし易さ	C	C	C
③ 施設情報の発信	C	C	C
④ 個人情報保護	B	B	C
⑤ 適切な施設管理	C	B	B
⑥ 地域との連携	B	C	B
⑦ 職員の教育	C	C	C
⑧ 職員体制の充実	C	C	C
⑨ 利用増進の取組み	B	C	C
⑩ 指摘事項の改善	—	—	—
	総合評価	可 (56)	可 (58)

※事業初年度のため、⑩を除外し、90点満点とした。

総合評価は「可（58点）」であり、指定管理者の管理運営は適正であると認められる。

老人デイサービスセンターから事業移行し、2年目だが、昨年に比べ利用者数が大きく伸びていることは評価できる。しかし、利用者の介護度が低いため経常損失がでている。今後の課題としては要介護度の利用者をどの様に確保するかを考える必要がある。

委員会からの指摘事項としては指定管理者の評価シートのコメントが昨年とあまり変わっていないので、もう少し工夫して記載するように。

コロナ禍、同指定管理者が一体として管理する国民健康保険診療所をはじめとして、地域との連携を密にし、生活サポートの体制づくりに一層努めるよう望む。

(2) 真鶴町国民健康保険診療所

(指定管理者：公益社団法人 地域医療振興協会)

評価項目	自己評価	所管課	評価委員会
① 設置目的の達成	B	B	B
② 施設利用のし易さ	C	B	B
③ 施設情報の発信	C	C	C
④ 個人情報保護	B	C	C
⑤ 適切な施設管理	C	B	B
⑥ 地域との連携	B	B	B
⑦ 職員の教育	C	C	C
⑧ 診療体制の充実	B	C	C
⑨ 利用増進の取組み	C	B	B
⑩ 指摘事項の改善	—	—	—
	総合評価	可 (64)	可 (64)

※前年度指摘事項なしのため、⑩を除外し、90点満点とした。

総合評価は「可 (64 点)」であり、指定管理者の管理運営は、要求水準を達成していると認められる。

コロナ禍の中、新型コロナウイルスワクチンの予防接種や発熱外来に取り組んでいることや、町の保健室を開催することにより、地域の人と積極的に話ができる関係性を作っていることについて評価ができる。

委員会からの指摘事項としては特にはないが、要望として医師の任期が短期間であることについて、医師との関係性の構築をその都度行うことは高齢者の方は厳しいと考える為、協定の更新などに併せて指定管理者に任期の長期化などの話をしていただきたい。また、情報発信をしているのは理解をしているが、その情報発信の検証ができていないため、効果的にされているかが分からないので、どの位できているか検証をしていただきたい。

ウイズコロナ、アフターコロナにおける、地域医療の拠点としての役割を引き続き果たしていただけるよう期待している。

(3) ケープ真鶴

(指定管理者：株式会社新世紀商事)

評価項目	自己評価	所管課	評価委員会
① 設置目的の達成	C	C	C
② 平等な施設利用	B	B	C
③ 施設情報の発信	B	B	B
④ 個人情報保護	C	B	C
⑤ 適切な施設管理	C	C	C
⑥ 危機管理体制	C	C	C
⑦ 職員の教育	C	C	C
⑧ 効率的な運営	B	B	C
⑨ 利用増進の取組み	B	B	B
⑩ 指摘事項の改善	C	C	C
	総合評価	可 (70)	可 (64)

総合評価は「可 (64 点)」であり、指定管理者の管理運営は適正であると認められる。

4月20日から8月1日までのまん延防止等重点措置や、引き続き9月末までの緊急事態宣言により、観光客数、売上ともに伸びなかったのは残念であるが、その中でテイクアウトサービスやBBQサービスを開始、町の特産品である岩がき「鶴宝」を積極的に販売するなど柔軟な対応が行われていた。

昨年の指摘事項の「町との密な連絡調整」は事業前に調整を行い対応されている。また、「災害対応マニュアル」についてもマニュアルまではいかないものの町との連絡網などの体制づくりには着手しているなど評価できる。

委員会からの指摘事項としては特にはないが、要望としてケープ真鶴だけではなく、町や観光協会などとも連携をして、誘客を実施していただきたい。

(4) 真鶴魚座

(指定管理者：株式会社はまゆう)

評価項目	自己評価	所管課	評価委員会
① 設置目的の達成	C	B	B
② 平等な施設利用	C	B	C
③ 施設情報の発信	C	B	B
④ 個人情報保護	C	C	C
⑤ 適切な施設管理	B	B	B
⑥ 危機管理体制	C	C	C
⑦ 職員の教育	B	B	C
⑧ 効率的な運営	C	B	B
⑨ 利用増進の取組み	C	B	B
⑫ 指摘事項の改善	C	B	C
	総合評価	良 (76)	可 (70)

総合評価は「可 (70 点)」であり、指定管理者の管理運営は適正であると認められる。

4月20日から8月1日までのまん延防止等重点措置や、引き続き9月末までの緊急事態宣言の中で、テラス席でのBBQの実施や町の特産品である岩がき「鶴宝」を積極的に販売するなど柔軟な対応が行われ、対前年比の売り上げを伸ばしたことは評価できる。

委員会からの指摘事項としては特にはないが、適切な施設管理については、どの様にチェックしているかのエビデンスを残すこと。災害時を想定した訓練を実施すること。誘客については真鶴魚座だけではなく、町や観光協会などとも連携をして、誘客を実施することを要望する。

(5) 真鶴駅前駐輪場

(指定管理者：一般社団法人 真鶴町観光協会)

評価項目	自己評価	所管課	評価委員会
② 設置目的の達成	B	B	C
② 平等な施設利用	C	C	C
③ 施設情報の発信	B	B	B
④ 個人情報保護	C	C	C
⑤ 適切な施設管理	B	B	C
⑥ 危機管理体制	C	C	B
⑦ 職員の教育	C	C	C
⑧ 効率的な運営	B	B	B
⑨ 利用増進の取組み	B	B	B
⑩ 指摘事項の改善	—	—	—
	総合評価	可 (64)	可 (62)

※前年度指摘事項なしのため、⑩を除外し、90点満点とした。

総合評価は「可 (62 点)」であり、指定管理者の管理運営は適正であると認められる。

コロナ禍の中、レンタサイクルの料金の改定などにより、前年に比べ収入が増加したことは評価できる。また、令和4年度には精算機の借入の返済も終了することになるので、安定した事業が期待できる。

委員会からの指摘事項としては特にはないが、駅前駐輪場は、大きな苦情等もなく、事業が安定している。生活交通の利便性を担う施設として、この事業の目的である放置自転車等の防止については達成できているので、自転車等利用者の利便の更なる追及をしていただきたい。

評価委員

委員長	熊谷 輝美 (公認会計士)
委員	小島 史朗 (社会保険労務士)
委員	青木 繁 (一般公募町民)
委員	上原 裕康 (真鶴町商工会)
委員	朝倉 久泰 (真鶴町国民健康保険運営協議会)

